

都市の景観に配慮した 届け出などがスタート!

問 都市デザイン課
☎内 335・346

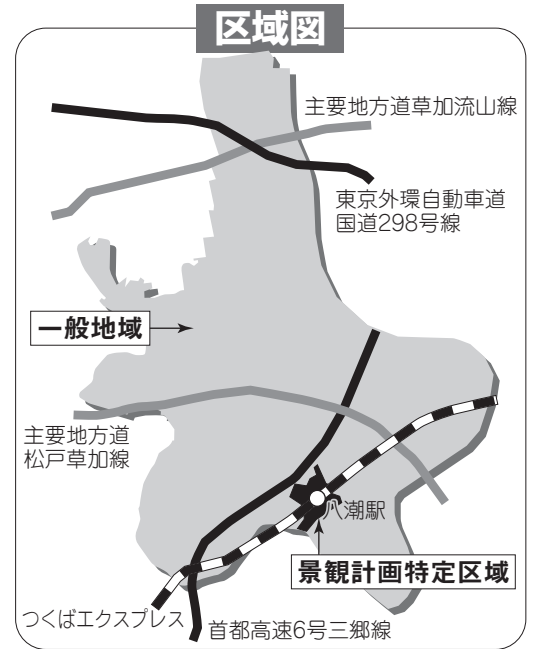
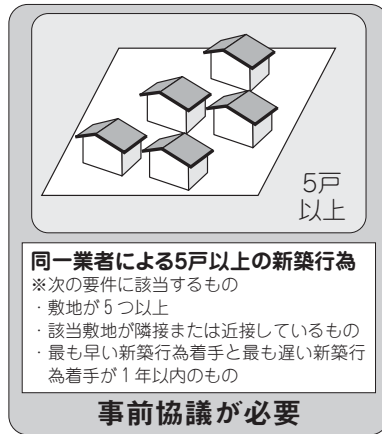
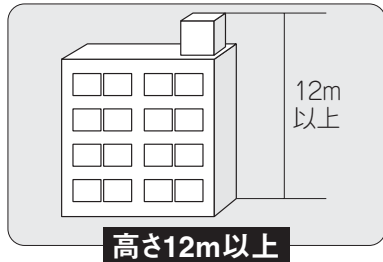
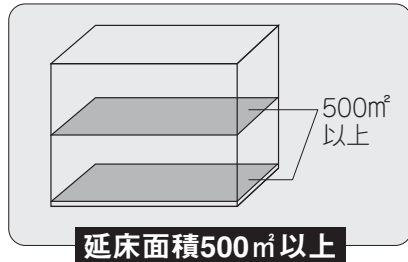
7月1日から八潮市景観計画が施行されました。次に該当する場合は、届け出が必要です。
また、屋外広告物条例も施行されています。市独自の制限にご注意ください。

八潮市景観計画

この計画は、建築物等を建築される場合に景観に配慮していただくための「景観形成基準」「色彩基準」などを定めています。景観に配慮しているか審査するため、以下の対象物で対象行為を計画する場合は必ず届け出をしてください。

■対象物

(1) 一般地域 (景観計画特定区域以外) 建築物



工作物

建築基準法第88条第1項および第2項に規定する工作物すべて

(2) 景観計画特定区域

建築物…建築物すべて

工作物…建築基準法第88条第1項および第2項に規定する工作物すべて

■対象行為

- ◎新築・改築・増築
- ◎建築物の各壁面の10分の1以上を変更することとなる修繕、若しくは模様替えまたは色彩の変更
- ◎工作物の外観の総面積の10分の1以上を変更することとなる修繕、若しくは模様替えまたは色彩の変更

■審査基準

景観計画に定められた「景観形成基準」および「色彩基準」が審査の基準となります。

※詳しくはホームページの「八潮市景観計画」をご覧ください。

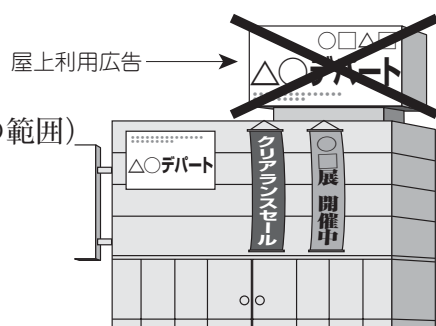
八潮市屋外広告物条例

この条例は、地域性に配慮した屋外広告物の設置基準を定めています。基本的に「埼玉県屋外広告物条例」の内容を引き継いでいますが、市独自の基準も定めましたのでご注意ください。

■八潮市独自の基準

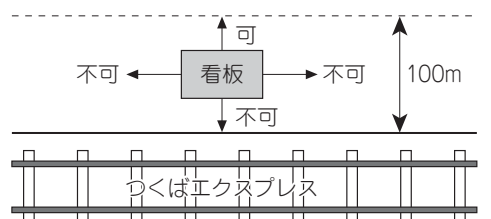
(1) 屋上利用広告が設置できない地域を定めました。

- ・駅周辺商業特定区域 (景観計画特定区域)
- ・つくばエクスプレス沿線 (鉄道施設から100メートルの範囲)



(2) 一般広告物の設置に新たな基準を設けました。 (自家用広告物には適用されません)

- ・駅周辺商業特定区域 (景観計画特定区域) 内では設置できなくなりました。
- ・つくばエクスプレス沿線 (鉄道施設から100メートルの範囲) では鉄道に向けて表示することができなくなりました。



(3) 屋上利用広告の高さの限度を設けました。

- ・都市計画高度地区内での屋上利用広告は25メートル以上高い位置に設置できなくなりました。

※詳しくはホームページの「八潮市屋外広告物条例」と「八潮市屋外広告物条例施行規則」をご覧ください。

募集

都市計画マスタープランの策定に 参加しませんか!

都市計画マスタープランは、八潮市のまちづくりの基本方針を明確にする計画で、市全体の将来像や地域の将来像、また将来像に向けた方策を位置付ける非常に重要な計画です。

任期 平成19年8月ごろから平成21年3月まで (会議は5回程度を予定。無報酬)

定 2人

対 平成19年4月1日現在、市内に1年以上居住している満20歳以上の方で、平日の昼間に開催する会議に出席できる方。※市の附属機関の委員・市職員・市議会議員除く。

申 応募動機 (様式自由で400字程度)・住所・氏名・生年月日・電話番号を記入のうえ、7月31日までに、窓口・郵送・Eメール (toshidesign@city.yashio.lg.jp) で都市デザイン課へ